



政令第2条の2で定める使用人設置証明証

免許証番号

国土交通大臣 () 第 号
埼玉県知事

(政令第2条の2で定める使用人写真)

上半身・脱帽・正面向きで
6ヵ月以内に撮影したもの

免許有効期間 (免許日の翌日から法定期限まで)

年 月 日から

年 月 日まで

写真は白黒・カラーともに可

当該事務所名

サイズ タテ10cm×ヨコ7cm

政令第2条の2で
定める使用人氏名

年 月撮影

当該事務所は、宅地建物取引業法施行令(政令)第1条の2で定める支店又は従たる事務所であり、上記のものは同施行令(政令)第2条の2で定める当該事務所の代表者であることを証します。

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会